

姫カツ応援キャラクター「ハムカツ隊長」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路市の中学校部活動地域展開「姫カツ」推進の一環として作成された姫カツ応援キャラクター「ハムカツ隊長」(以下「キャラクター」という。)を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「キャラクター」とは、別記キャラクター図に掲げるものをいう。

(キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、姫路市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に属する。

(使用承認の申請等)

第4条 キャラクターを使用する者は、あらかじめキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 姫路市が使用するとき。
- (2) 姫路市内の学校等が教育の目的で使用する時。
- (3) 姫カツクラブ登録団体及び姫カツ連携活動団体が活動の目的で使用する時。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (5) その他、教育委員会が適当と認めたとき。

(使用承認)

第5条 教育委員会は、前条の規程による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 姫路市の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) 姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市条例第49号)第2条の各号に該当するとき。
- (6) その他、教育委員会がキャラクターの使用について不適当と認める時。

2 前項の承認は、キャラクター使用承認書(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、教育委員会の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザイン(色、形、字体など)を改変しないこと。

(4) 原則として、物品等には「姫カツ応援隊 ハムカツ隊長」との表記を付すること。

ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「©姫路市 2026」の表記をもって 代えることができる。

(5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が 困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第 8 条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクター使用承認変更申請書（様式第 3 号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、キャラクター使用変更承認書（様式第 2 号）をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(権利設定の禁止)

第 9 条 キャラクターを利用する者は、商標法（昭和 3 4 年法律第 1 2 7 号）による商標登録、意匠法（昭和 3 4 年法律第 1 2 5 号）による意匠登録等、キャラクターに係る著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(承認の取消し)

第 1 0 条 教育委員会は、キャラクターの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、キャラクター使用承認取消書（様式第 4 号）をもって行う。

(責任の制限及び損害賠償)

第 1 1 条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、教育委員会はその責めを負わない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者が、キャラクターの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、教育委員会は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

3 キャラクターの使用に関して、使用者と第三者との間で紛争が生じたときは、使用承認を受けた者は、自己の費用と責任においてこれを解決しなければならない。

(補則)

第 1 2 条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 9 月 1 日より施行する。

【別記】

キャラクター図

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨

